

令和5年度第3回倉敷市廃棄物減量等推進審議会

日 時：令和6年3月14日（木）
14時から16時まで（予定）
場 所：倉敷市役所 10階大会議室

- 1 辞令交付
- 2 あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局自己紹介
- 5 会長・副会長選出
- 6 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について
（審議会の位置付け、市と審議会の役割）
- 7 議事
（1）し尿処理手数料の改定について
- 8 閉会

第16次倉敷市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(50音順 敬称省略)

所属	役職名	氏名
くらしき作陽大学 食文化学部	専任教授	あみなか まさひと 網中 雅仁
倉敷商工会議所	理事 総務部長	いのうえ ひろやす 井上 裕康
高田織物株式会社	代表取締役	たかた なおし 高田 尚志
倉敷市栄養改善協議会	理事	たかはし としえ 高橋 敏恵
あいネット倉敷	監査	たきもと とよみ 瀧本 豊己
倉敷市婦人協議会	赤崎婦人会 副会長	たけだ てるみ 竹田 照美
倉敷再生資源事業協同組合	事務局長	たなか とし 田中 期
市民公募		とくだ こういち 徳田 浩一
イオンモール株式会社 イオンモール倉敷	渉外部長	なかむら ゆきとし 中村 幸利
宙(ソラ)の会		なかやす ゆう子 中安 ゆう子
市民公募		ねぎし まゆみ 根岸 眞由美
倉敷市議会議員 環境水道委員会	副委員長	ひらい としみつ 平井 俊光
岡山大学大学院 環境生命科学研究科	教授	ふじわら たけし 藤原 健史
倉敷市議会議員 環境水道委員会	委員長	まつなり やすあき 松成 康昭
倉敷市環境衛生協議会	下溝地環境衛生 改善組合長	みずかわ あきのり 水川 明紀
倉敷美誠清掃協同組合	理事	むろやま こういち 室山 晃一
倉敷市愛育委員会連合会	理事	やまぐち みえこ 山口 三枝子

倉敷市廃棄物減量等推進審議会事務局名簿

所属	役職名	氏名
環境リサイクル局	局長	とよた こうじ 豊田 浩二
リサイクル推進部	部長	ほかむら ひろゆき 外村 博之
リサイクル推進部	次長	なんば まさひろ 難波 正浩
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	副参事 課長	おおたき しんや 大瀧 慎也
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	課長代理	こかど きくお 古角 菊雄
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	主 幹 リサイクル推進係長	おさき はじめ 尾崎 肇
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	主 幹 企画係長	せのお ひでき 妹尾 英樹
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	主 幹 指導係長	こんどう まさかつ 近藤 正勝

6 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について

(1) 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定により、市民、事業者及び行政が一体となって、一般廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化、資源化、再生利用等を積極的に推進し、使い捨て社会からリサイクル社会への転換を目指し、もって生活環境の保全を図るため、倉敷市廃棄物減量等推進審議会を設置する。(倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例第1条)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の7 抜粋)

市町村は、その区域における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

(2) 審議会と行政の役割

ア 審議会の役割

- ・ 審議会とは、地方自治法（第138条の4第3項）に基づき設置された、執行機関（行政）の附属機関である。
- ・ 当審議会では、廃棄物減量等の推進について審議し、会としての意見、答申を述べることを役割としている。

(地方自治法 第138条の4第3項 抜粋)

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

イ 行政の役割

審議会の意見、答申を尊重し、個々の行政施策を責任を持って決定、実施することを役割としている。

(3) 審議事項

- ア 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- イ 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発の活動に関すること。
- ウ 廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の促進に関すること。
- エ 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の改定に関すること。
- オ 前各項に掲げるもののほか必要な事項に関すること。

(4) 組織

- ア 学識経験者
- イ 事業者団体の代表者
- ウ 廃棄物再生事業者団体の代表者
- エ 市民
- オ 前各項に掲げるもののほか市長が必要と認める者